

平成 26 年 6 月 4 日

「山・鉾・屋台行事」の ユネスコ無形文化遺産代表一覧表提案の審査について

今年 3 月、我が国よりユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）に向けて提案をした「山・鉾・屋台行事」については、ユネスコ事務局より、条約運用指示書の規定に基づき、平成 28 年に審査を行うとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

これは、平成 27 年の審査について、審査件数の上限 50 件を超える 61 件の提案があり、無形文化遺産の登録がない国などからの提案を優先して審査することを定めた条約運用指示書の規定に基づき、無形文化遺産登録件数が世界第 2 位（代表一覧表記載件数）である我が国の審査は、平成 28 年に行われることとなったものです。

なお、ユネスコ無形文化遺産保護条約第 8 回政府間委員会の決議により、各提案国とも、2 年に 1 件の審査が保障されていることから、「山・鉾・屋台行事」は平成 28 年に審査される予定です。

【参 考】

○ ユネスコ無形文化遺産保護条約の運用指示書〔パラグラフ 34（抜粋）〕

委員会はこの総数の上限内で可能な範囲で、少なくとも一提出国につき 1 件、下記の優先順位にのっとり審査するよう努める。

- (i) 記載されたものもなく、ベスト保護プラクティスに選ばれたものもなく、25,000 ドルを超える国際的な援助の要請を認められたものもない国からの提案書、及び緊急保護一覧表への記載候補書類
- (ii) 複数国による提案書
- (iii) 同一サイクル内で、他の提出国と比較して、記載されたもの、ベスト保護プラクティスに選ばれたもの、あるいは 25,000 ドルを超える国際的な援助の要請を認められたものの少ない国からの提案書

○ 第 8 回政府間委員会決議 8.COM 10

委員会は 2015 年-2016 年の 2 か年で一提出国につき少なくとも 1 件を審査する。

○ ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載件数（上位 10 か国／締約国数 161 か国）

中国	30 件	トルコ	11 件	
日本	22 件	スペイン	11 件	
韓国	16 件	ベルギー	10 件	
クロアチア	13 件	インド	10 件	
フランス	11 件	コロンビア、イラン	8 件	総記載件数 281 件

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課

文化財国際協力室長 石丸 成人（内線 3143）

室長補佐 守山 弘子（内線 3056）

係長 木南 秀隆（内線 2870）

電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2870（直通）

FAX：03-6734-3820